

通所介護・通所リハビリテーション 規模別報酬の算定に関する調書

○ 前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき報酬を区分

月	① 1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者 <通所リハビリのみ。注5> 利用者数×1/4	② 3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者（2時間以上3時間未満を含む。） 利用者数×1/2	③ 4時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者 利用者数×3/4	④ 6時間以上8時間未満の報酬を算定している利用者 利用者数×1	⑤ 介護予防に係る利用者（一体的に実施している場合） <注4 ただし書> 利用者数×1	計 ①×1/4+②×1/2+ ③×3/4+④×1+ ⑤×1
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						

【1月当たりの平均延人員数に応じた報酬区分】
 300人以下 …小規模型 ※通所介護のみ
 301人以上750人以下 …通常規模型 ※通所リハは750人以下
 751人以上900人以下 …大規模型（Ⅰ）
 901人以上 …大規模型（Ⅱ）

1月当たりの平均延人員数

- 注 1 表には、利用者数を記入すること。
- 2 前年度とは、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。
- 3 介護予防の指定を併せて受け、一体的に事業を実施している場合は、当該介護予防に係る事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含むこと。
- 4 3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者（2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が4時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。
 ただし、介護予防に係る事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。
- 5 通所リハビリテーションについて、1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とする。
- 6 前年度の実績が6月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む）又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、京都府知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。
- 7 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の報酬の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において報酬を算定している月（3月を除く。）の1月当たりの平均利用延人数とする。
- 8 正月等の特別な期間を除き毎日事業を実施している事業所については、1週当たりの利用延人員数に7分の6を乗じた数を合算したものにより、月当たりの平均利用者数を計算するものとする。
- 9 同一事業所で2単位以上の通所介護（通所リハビリテーション）を提供する場合も、利用者の計算は全ての単位を合算すること。
- 10 要介護認定を新規に申請中の者など、いわゆる暫定ケアプランによりサービスを受けている者は、平均利用延人員数の計算に含めない。